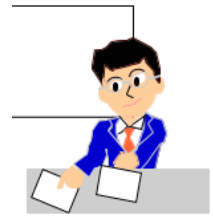


前略、社長様

高橋会計事務所通信 Vol.9(平成21年6月号)



発行 高橋会計事務所(毎月10日発行)

東京都阿田市森野2-27-12 ローゼンビル E号室

Tel: 042-721-2637 Fax: 042-721-6648

Topic

▶ 社会保険料控除のタイミング

社会保険料は原則、翌月に支給する給与からその月分を控除することになっており、その納期限(引き落とし)は翌月末です。

非常にややこしいので、例を挙げてみていきましょう。

▶ 原則は翌月支給の給与から

仮に4月分の社会保険料とします。

通常、その給与が何月分であっても、5月中に支給する給与から、4月分の社会保険料を控除します。また、その社会保険料は折半の会社負担分と合わせて5月末に引き落とされます。



▶ 入社や退社があった月の処理

社会保険料の被保険者資格は月末の在籍で判定し、日割処理は行いません。従って、4月入社の社員は5月支給の給与で最初(4月分)の保険料を控除します。

4月末日で退職した社員がいた場合、5月支給の給与から4月分を控除しますが、×日の都合などで引き切れない場合は4月支給の給与で2か月分引くことができます。

▶ あてはまらないケースもある

入れ替わりの激しい業種などにおいては、取りはぐれを防ぐためなどの理由から、当月支給の給与からその月分を控除していることもあります。その場合でも、引き落としは翌月末で変わりません。

▶ 自社の処理方法を明確にしておく

実務において、社会保険料の事務処理は会社によってまちまちです。

引継ぎや保険料率の改定時などに混乱を招かないためにも、自社の処理方法を明確にしておく必要があります。(山本)

Column

ゴールドラッシュ

19世紀アメリカ・カリフォルニアのゴールドラッシュ。このとき、最も財を成したのはだれか？

野口悠紀雄著「アメリカ型成功者の物語」（新潮文庫）によると、それは金を“採掘しなかった人たち”だという。

金を採掘するのではなく、金の採掘者にモノ（採掘に必要な道具など）とサービス（送金システムとしての駄馬車など）を提供した人たちが最も財を成したらしい。

モノやサービスの提供者にとっては金発見という情報は広まれば広まるほど都合がよい。自らの提供するモノやサービスに対する需要が大きくなるからだ。



そこで、彼らは情報を積極的に開示した。

情報は開示する、皆と同じことをしない、これが成功の秘訣だったわけだ。（駿馬）

連載記事 ➡

変動損益計算書を読む 第九回

損益分岐点は、経常利益がゼロになる売上高でした。

（限界利益 - 固定費 = 経常利益）ですので、損益分岐点売上高は

（限界利益 - 固定費 = 0）つまり（限界利益 = 固定費）である売上高ということになります。

⑨ 損益分岐点売上高は、限界利益と固定費がイコールになる売上高。

編集後記

デジタルフォトフレームというモノが、じわじわと流行しつつあります。その名の通り、写真立て程の液晶画面に、写真を次々と表示してくれる家電です。

この商品、贈り物としても人気で、思い出の写真を入れて記念日に贈る方も多いとか。

例えば田舎の両親に子供の写真を入れて、考えてみただけで嬉しくなる贈り物ですね。山本